

区域外就学について(新宿区外から新宿区立学校への就学)

新宿区立の小・中学校については、原則として区内にお住まいの児童・生徒が就学しています。しかし、新宿区立の小・中学校へ通学していた児童・生徒が隣接区等へ引っ越しをされた場合や、新入学にあたって、真にやむを得ない事情があつて新宿区外から新宿区立の小・中学校へ通学したい場合、保護者は、区域外就学の申立てを行うことができます。なお、許可基準は下記のとおりです。

【注意】

- ・区域外就学の申立てを行う場合は、ご来庁の上、区域外就学の理由を詳しくお聞きした上で、申立理由や学校の状況及び通学距離等を鑑みて、下記基準に照らして許可の可否を審査いたします。
- ・区域外就学の許可に際しては、ご自宅から新宿区内の希望校への通学時間は概ね30分以内であることを前提としています。
- ・自転車及び自家用車の送迎による通学は出来ません。
- ・小学生については、原則として登下校に保護者が同伴していただきます。
- ・新宿区内から学区外の新宿区立学校に通学をご希望の場合は、別に定める「指定校変更許可基準」に基づき判断いたします。

区域外就学許可基準			
令和7年4月1日改正			
区分	事由	必要書類等	留意事項等
1	疾病又は身体的理由により新宿区内の病院等に通院し、又は通所するため、新宿区立の小・中学校(申立学校)に通学(就学)することが適切と認められる場合	区域外就学する児童・生徒の診断書等	
2	兄弟姉妹が新宿区立の同一の小・中学校(申立学校)へ通学(就学)している(見込である)		
3	新宿区立の小・中学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(概ね半年以内)	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し	概ね半年以内に建築又は入居が確実な場合を条件とする
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	学年途中で転出したが、継続して通学することが教育上適当で、通学の安全性も保つことが出来る場合	世帯員全員の住民票の写し(統柄入り)	在学生のみを対象とする許可期間は原則、(1)低学年(中学は1年)は学期末まで、(2)中学年(中学は2年)は学年末まで、(3)高学年(中学は3年)は卒業までとし、教育上の観点、通学の安全性については小・中学校の意見等も聴取し許可する
6	1から5までに掲げる事由に該当しない場合で、新宿区立の小・中学校(申立学校)に通学することが教育委員会が必要と認めた場合	理由書(様式自由) 教育委員会が必要と認める書類	

※上記の区分1～6に該当する理由がないと認められる場合は、基準非該当により「不許可」となります。